

平成27年度第1回入札監視委員会議事録

1 日 時

平成27年5月22日（金） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

川崎市役所 第2庁舎4階 上下水道局会議室

3 出席者

【委 員】

小倉委員長、川島委員、土田委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 海野理事

資産管理部契約課 西之坊課長、飯田担当課長、
川端契約管理係長、沼田土木契約係長、
佐藤建築契約係長、濱田企画担当係長

【設計担当】

環 境 局 施設部施設整備課 池田担当係長

まちづくり局 市街地開発部住宅建替推進課 池田課長、里舘担当係長、
真鍋担当係長

施設整備部公共建築担当 木村担当課長、澁谷担当係長

高津区役所 道路公園センター整備課 大川課長、野村土木整備係長

麻生区役所 道路公園センター整備課 島村課長、山本担当係長

他関係職員

4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの発注工
事の抽出事案について

(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 [平成27年度第1回入札監視委員会の開催宣言]

事務局 [議題(1)について]

- 「入札参加方式別発注工事総括表」(資料1)について報告
市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、平成26年10月1日から平成27年3月31日までに発注した工事について、契約方法別に件数を報告
- 「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告
表示内容について説明

(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)

○「平成26年度指名停止等一覧(後期分抜粋)」(資料3)について
報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成26年度後期に指名停止等を行った事案を報告

委員長 [事務局説明に対する質疑について]

委員 資料3の指名停止等一覧の2番にある「川崎工苑建設株式会社」の競売入札妨害容疑とはどういったことなのか。

事務局 川崎市発注の造園工事における入札情報を漏らしたとして、官製談合防止法違反で本市職員が逮捕され、入札情報を受け取ったとして、競売入札妨害容疑で川崎工苑建設株式会社の役員が逮捕されたことが指名停止の理由である。

委員 どこの部署の職員が逮捕されたのか。

事務局 逮捕された時点では建設緑政局総務部技術監理課に所属していた。

委員 再発防止の対策を行っているのか。

事務局 建設緑政局で入札関係の情報管理の徹底を行うとの報告を受けている。

委員 今回の工事一覧に含まれているのか。

事務局 入札は平成25年8月に行っているため含まれていない。

委員 職員の不祥事ということで、入札監視委員会の委員としては誠に遺憾である。再発防止対策を徹底して欲しい。

事務局 了解した。

委員 資料3の指名停止等一覧の5番にある「株式会社美術出版社」の指名停止期間が「経営状態が安定したと認められる日まで」となっているが、具体的にはいつまでなのか。

事務局 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱運用指針において、裁判所の更生手続きの開始決定の日又は再生計画の認可の決定を受けた日としている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

委員長 [議題（２）について]
議題（２）の「平成２６年１０月１日から平成２７年３月３１日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「大島住宅新築工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [一般競争入札の抽出事案「大島住宅新築工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 入札に参加した業者が１者しかいなかったが、参加資格が特別だったのか。

事務局 参加資格は特別ではなかったが、４者による共同企業体であることが条件だったことが参加業者が少なかった要因だと思われる。共同企業体を結成する相手を探す手間等があるため、一般的に単体で発注するよりも参加者は少なくなる傾向がある。

委員 共同企業体の組み方の設定次第で、その設定を満たす業者があらかじめ落札者に決まってしまうのではないか。

事務局 共同企業体の構成員数は、川崎市共同企業体取扱要綱により発注金額に応じて定めている。結果として共同企業体を結成したのが１者だけだった。

委員 総合評価点が配点と比べると低く感じるが、失格基準はあるのか。

事務局 総合評価点の失格基準はない。入札金額と合算して順位を決めるもので、相対評価の指標という位置づけである。本案件のように１者入札の場合、たとえ総合評価点が０点であっても落札者となりえる。

委員 総合評価落札方式を採用した以上、総合評価点を落札決定の判断基準にするのが目的だったのではないか。

事務局	一般的に総合評価点による足きりは行われていない。
委員	企業の施工実績や配置予定技術者の点数が低いが、15億円以上の工事を市内中小業者のみの共同企業体に発注するのは荷が重いのではないか。
事務局	同種工事の実績もあり、施工工事の工事成績も特段悪くはないので一概に施工能力が低いとは言えない。参加資格によって施工の確保はしている。他の総合評価案件の総合評価点だが、5件確認したところ、平均総合評価点は8点程度であり、本案件の総合評価点が著しく低いとは言えない。
	【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】
事務局	○一般競争入札の抽出事案「市道片平71号線道路防護（法面）工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[一般競争入札の抽出事案「市道片平71号線道路防護（法面）工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	入札参加資格の（5）業種「土木」ランク「C」とはどういったものなのか。
事務局	発注金額に応じてランク分けをしており、業種「土木」ランク「C」は1,000万円以上2,000万円未満の工事である。各業者のランクは経営事項審査の総合評定値によって定められている。
委員	業者のランクは基本的に変わらないのか。
事務局	2年に1度業者登録を更新しており、その際にランクの見直しをしている。
委員	現在Cランクの業者はどれくらいいるのか。
事務局	今年度の登録業者数は62者である。
委員	業者数はあまり変わらないのか。
事務局	大きくは変わらないが、それぞれのランクの発注量にばらつきがないように調整している。

委員 「一般競争入札のお知らせ」の「15その他(1)」で、入札参加資格があると認めた者が5者に満たないときに入札を取りやめる場合があると記載されている。本案件は4者しかいないので取りやめる可能性があったのか。

事務局 参加者が少ないことを理由に入札を取りやめたことはない。

委員 恐らく入札参加者が5者以上いなければ適正な競争入札ができないという趣旨があると思われるのだが、5者に満たない場合でも入札を取りやめないのであれば、なぜこの基準を設けているのか。

事務局 この基準があることの是非については検討する。

委員 最初の案件の「大島住宅新築工事」にはなぜこの基準の記載がないのか。

事務局 本案件は一般競争入札であり、大島住宅新築工事は総合評価一般競争入札であるため一線を画している。統一性がないことについての是非は検討する。

委員 落札率が100%なのはなぜか。

事務局 土木工事については設計書に添付されている積算データリスト及び登録単価を精査すれば予定価格を算出できるためである。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「小倉小学校備蓄倉庫新築その他工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 **【指名競争入札の抽出事案「小倉小学校備蓄倉庫新築その他工事」の事務局の説明に対する質疑について】**

委員 川崎市では全部の小学校に備蓄倉庫を設置しているのか。

事務局 川崎市備蓄計画により、避難所である各小学校等と地域防災拠点である各中学校に設置している。

委員 辞退や不参の業者が多いが、指名業者を選定する基準はあるのか。

事務局 川崎市競争入札参加者選定規程及び指名業者選定運用基準に則り選定している。川崎市の登録業者の中から、信用状態・工事成績・手持工事の状況などを総合的に勘案し、なおかつ履行場所の区に本社がある中小業者を優先的に選定している。備蓄倉庫の工事は不参・辞退が多く、不調になるケースも多数あり、あまり業者からの人気がない傾向が見られる。

委員 工事請負契約指名理由書の枠外の記載文の根拠は指名業者選定運用基準に記載があるが、枠内の項目の根拠規定はあるのか。

事務局 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱や、建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領を根拠にしている。

委員 枠内の項目は指名委員会の裁量で決めていると思われるが、指名委員会がこの基準で指名してもよいと定められている規定はあるのか。
指名されるための基準は業者にとって重要なものであり、あらかじめ設定されていて公になっていることが望ましいと思われる。

事務局 様式が汎用的なフォーマットになっているので検討する。

委員 実際に市内大企業は指名していないのに地理的条件に市内中小企業と記載しないのはなぜか。

事務局 同じくフォーマット化されているので検討する。

委員 指名業者選定運用基準において、公募型指名競争については20者程度指名することと記載されているが、本案件で10者しか指名しなかったのはなぜか。

事務局 本案件は公募型指名競争入札ではないので、指名業者選定運用基準の(5)指名業者数のアの基準が適用される。ただし、本案件は業種「建築」ランク「D」に該当するため、本来は5者指名となるが、不調対策等の観点から、等級区分をランク除外としたため10者指名している。

委員 備蓄倉庫の新築工事は金額が大体同じだと思うので、同じ業者が指名されているのではないか。それによって業者が順番に受注をしているということは無いのか。

事務局	業者にとってあまり利益のない工事を順番に受注することは無いと思われる。
	【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】
事務局	○指名競争入札の抽出事案「高津区内市道小杉菅線歩道設置（改築）工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[指名競争入札の抽出事案「高津区内市道小杉菅線歩道設置（改築）工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	落札率が100%だが「市道片平71号線道路防護（法面）工事」と同様の理由なのか。
事務局	その通りである。
委員	落札率100%になるのはどういう工事なのか。全ての工事が100%になるのか。
設計担当	土木工事に限っては、市販されている積算ソフトを使用して、設計書に添付している積算データリスト及び登録単価を入力し精査をすれば、ほぼ予定価格を算出することができる。
事務局	土木工事は単価が明らかになっており、適正に積算できる業者であれば予定価格が算出できるので、複数業者によるくじが多々ある。建築工事に関しては見積もりによる金額が含まれたりするので、予定価格が分からないものとなっている。
委員	土木工事は大体落札率が100%なのか。
事務局	積算を誤ったためか入札金額にばらつきがあることもある。基本的には予定価格と最低制限価格のラインに入札金額が集中している。
委員	当初は予定価格を超過したが、再入札を行い、積算をやり直したことにより予定価格の金額で落札することができたので、入札としては理想的な形だと思う。
委員	設計書に添付されている「一式当り内訳書」とはどのようなものなのか。
設計担当	個別の単位ごとに積算することができない、例えば道路標識のように、部材・基礎工事・設置手間などの金額をまとめて1つの単価を表記するのが一式当り内訳書である。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「大島住宅新築ガス工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [随意契約の抽出事案「大島住宅新築ガス工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 土木工事ではないのに落札率が100%なのは、ガス関係の工事は定型的になっているからなのか。

事務局 ガスという危険物をライフラインとして安定供給するための工事であり、施工者が施工の安全性を確認して設計するため、定型的になってしまう。ただし不必要な工事が含まれていないかの確認は行っている。

委員 この周辺のガス工事は全て東京ガスが施工するのか。

事務局 川崎市内では東京ガス以外のガス業者が指定されている箇所が一箇所だけあるが、それ以外は全て東京ガスである。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「堤根処理センター蒸気タービン補修工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [随意契約の抽出事案「堤根処理センター蒸気タービン補修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 亀裂が発生したのが工事の発注原因のようだが、よくあることなのか。

設計担当 川崎市内には焼却設備が3箇所あり、過去にも事例はある。

委員 あまり頻繁に発生しているとそれを施工した業者と契約するのが適正かという懸念が生じる。

設計担当 発生頻度は高くない。

委員 設備のどの部分を更新・補修したのか。

設計担当 蒸気タービンのロータについては補修ができないものなので新規製作して更新する。蒸気タービンのロータを納めている車室は減肉しているので補修をする。

委員	工期が1年もかかるのか。
設計担当	ロータの製作に約1年かかる。
委員長	<p>以上で審議を終了したい。</p> <p>審議の結果、平成26年度後期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認する。</p>
委員長	[議題(3) その他について]
事務局	<p>○次回の事案の抽出委員について</p> <p>委員会の運営指針により、小倉委員長が抽出委員である旨を確認。</p> <p>○平成27年度後期の委員会の開催日について</p> <p>平成27年11月20日(金)に委員会を開催することを提案するも、委員の方々の都合が合わなかったため、別途個別に調整することです承された。</p>
委員長	<p>[閉会]</p> <p>それでは、これで平成27年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会する。</p>